**平成２９年（再イ）第３７２号**

大阪府八尾市山本町南１丁目２番２号

再生債務者　中　　貴史

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年５月11日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年５月16日

大阪地方裁判所第６民事部

**平成３０年（再イ）第６３号**

大阪市阿倍野区松虫通２丁目５番13号

再生債務者　生田　一郎

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年５月11日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年５月16日

大阪地方裁判所第６民事部

**平成３０年（再イ）第６４号**

大阪市阿倍野区松虫通２丁目５番13号

再生債務者　生田　直子

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年５月11日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年５月16日

大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（再イ）第１４０号**

埼玉県入間郡三芳町大字竹間沢325番地１　エルフィーノみずほ台204号

再生債務者　池田　雅治

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年５月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年５月17日

さいたま地方裁判所川越支部

**平成２９年（再イ）第１４８号**

埼玉県坂戸市薬師町36番地13　グランシャリオ205号室

再生債務者　小坂　　幸

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年５月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年５月17日

さいたま地方裁判所川越支部

**平成３０年（再イ）第１号**

埼玉県日高市大字下鹿山494番地　こま川団地　１街区５棟203号

再生債務者　衛藤　圭子

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年５月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年５月17日

さいたま地方裁判所川越支部

**平成２９年（再イ）第８８８号**

東京都大田区仲六郷４―33―８―302

再生債務者　加納　健雄

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年５月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年５月16日

東京地方裁判所民事第20部

**平成２９年（再イ）第３６号**

長野県北安曇郡池田町大字池田2979番地22

再生債務者　丸山　和也

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年５月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年５月17日　長野地方裁判所松本支部

**平成３０年（再イ）第１号**

岐阜県恵那市岩村町1508番地２

再生債務者　眞田　匡人

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年５月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年５月17日

岐阜地方裁判所多治見支部

**平成３０年（再イ）第８号**

堺市南区深阪南183番地　サンシティ泉ヶ丘804号

再生債務者　大畑　雄志

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年５月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年５月16日

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

**平成３０年（再イ）第１号**

鳥取県倉吉市丸山町492番地20

再生債務者　尾崎　厚美

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年５月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年５月17日　鳥取地方裁判所倉吉支部

**平成２９年（再イ）第３７号**

釧路市新富士町２丁目３番27号

再生債務者　三元　　功

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年５月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年５月17日　　釧路地方裁判所

## 計量法施行規則第百二十一条に基づく環境計量講習に関する公告

**○国立研究開発法人　産業技術総合研究所公告第六号**

計量法施行規則（平成十三年経済産業省令第二十九号）第百二十一条の規定に基づき、環境計量講習（濃度関係）及び環境計量講習（騒音・振動関係）に関し必要な事項を次のように公告する。

平成三十年五月三十一日　　国立研究開発法人　産業技術総合研究所　理事長　中鉢　良治

一　受講資格　計量士国家試験（濃度関係又は騒音・振動関係）に合格した者で、計量法第百二十二条二項一号（登録）及び施行規則第五十一条（登録の条件）に定める条件に満たない者

二　講習期間

（濃度関係）

第１回　平成三十年七月十日から平成三十年七月十三日まで

第２回　平成三十年七月二十四日から平成三十年七月二十七日まで

第３回　平成三十年七月三十一日から平成三十年八月三日まで

第４回　平成三十年八月二十一日から平成三十年八月二十四日まで

第５回　平成三十年九月十一日から平成三十年九月十四日まで

第６回　平成三十年九月二十五日から平成三十年九月二十八日まで

第７回　平成三十年十月二十三日から平成三十年十月二十六日まで

なお、実施回数については、受講申請者数により判断する。

（騒音・振動関係）

第１回　平成三十年九月三日から平成三十年九月七日まで

第２回　平成三十年十月十五日から平成三十年十月十九日まで

第３回　平成三十年十一月五日から平成三十年十一月九日まで

なお、実施回数については、受講申請者数により判断する。

三　講習会場

国立研究開発法人　産業技術総合研究所　計量標準普及センター　計量研修センター実習棟

茨城県つくば市東一丁目一番地一　中央第五

四　講習の概要

環境計量士（濃度関係）及び環境計量士（騒音・振動関係）になろうとする者に必要な実習

五　受講料

（濃度関係）　九万千百円

（騒音・振動関係）　五万七千百円